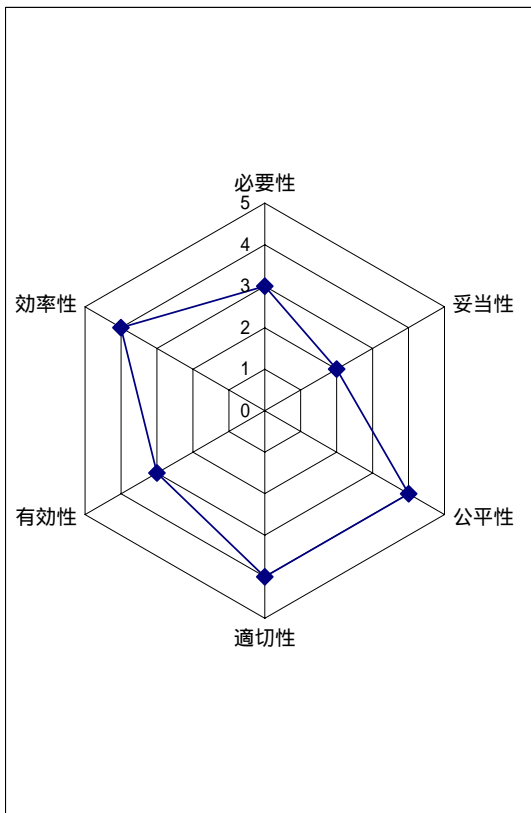


事務事業名	ミニヘルパー派遣事業	担当部局	市長部局 保健福祉部
基本目標	ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	介護福祉課
施策体系	総合的な地域福祉のしくみづくり(高齢者福祉)	担当係名	高齢福祉係
施策	自立生活支援サービスを推進する		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	介護保険対象外の65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、ヘルパーを派遣し日常生活上の軽易な援助をし、要介護状態への進行を防止する。		
事業の期間(開始/終了)	平成12年 5月/	99年 9月	
根拠法令、条例、規則など	ミニヘルパー派遣事業実施要項		
事業が対象としている人(モノ)	日常生活上で援助が必要な高齢者		
具体的な活動内容	利用申請の受理		
	利用の可否の決定		
	決定通知及び依頼書の作成		
事業の成果	要介護状態への防止		

2. 事業の評価



項目	説明
必要性	3 どちらとも言えない
	派遣ヘルパーによる日常生活における軽易な援助で、要介護状態への進行を防止する意義は高い。
妥当性	2 民間等でも実施できる(実施している)事業である
	社会福祉協議会で実施している有償ボランティア事業があるが、広域性や料金の面から行政で実施する意味はある。
公平性	4 目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している
	対象者を介護保険対象外の65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に限定している。 *利用は週2時間以内
適切性	4 現在のやり方(手段)が一般的であり、特に問題はない
	申請に基づき、ヘルパーが利用者宅を訪問し利用サービス内容と時間等の確認をしサービスを提供している。
有効性	3 どちらとも言えない
	介護予防の観点から、全てヘルパーに任せるのではなく、ヘルパーと一緒に行動をするような方向付けが今後必要になる。
効率性	4 効率は徐々に高まっている(コストは徐々に下げられている)
	職員1名と登録ヘルパー5名で40名の援助を実施している。

総合評価	利用者負担金や徴収方法の見直し等の課題となる。また、一部の利用者においてヘルパーを「お手伝いさん」として何でも頼む者やヘルパー派遣の必要のない自立者が利用しているとの声もあるため、利用対象者の線引きをどのようにするかが課題となる。
------	---

3. 今後の事業の方向性

所属長判断	事業の方向性判断	短期的方向	維持継続	中長期的方向	維持継続
	説明	要介護認定外のひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯を対象に事業展開してきている。高齢者にホームヘルパーを派遣することにより、在宅での自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止するためにも継続する必要がある。			
決定権者判断	決定内容	維持継続			
	説明	単身高齢者世帯にとっては、在宅生活の継続と介護予防を図るうえで重要な事業であり、今後も維持していく必要がある。			